

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第6、議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

既存施設の老朽化と多様な保育ニーズに対応するため、水堀、水堀保育園と日明保育園を統合し、令和8年4月1日より新たに、たばかぜ保育園を開設することから、江差町立保育所条例を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

それでは、議案第1号につきまして、補足説明をさせて頂きます。議案書は1ページから2ページ、定例会資料1ページの資料1を併せてご覧下さい。

今回の一部改正につきましては、令和7年11月7日開催の第7回臨時会におきまして、新しい保育園の名称の決定について、行政報告をさせて頂いておりましたが、えー令和8年4月1日より、たばかぜ保育園開設に伴い条例を改正するものでございます。

なお、たばかぜ保育園の定員につきましては、これまでの日明保育園、水堀保育園と同じく35人となります。

以上が補足説明となります。ご審議方よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、え一質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の举手を求めます。

(議長)

举手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第2号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第3号、江差町特定教育保健施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第4号、江差町家庭的保育等保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

ただいま一括上程となりました、議案第2号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第3号、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び、並びに子ども・子育て支援法等の一部を改正する条、え一法律の施行に伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い致します。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

ただ今、一括上程となりました議案第2号から議案第4号につきまして、補足説明をさせて頂きます。議案書につきましては、3ページから18ページ、定例会資料は、3ページから29ページの資料2から資料4となります。

え一今回の改正につきましては、児童福祉法と国の関係する法律などが改正されたことによるものでございまして、え一資料の新旧対照表にてご説明させて頂きます。え一資料3ページ、え一資料2をご覧下さい。

議案第2号の改正内容につきましては、保育士の要件として、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士を一般制度化し、登録後3年間経過し、一定の勤務経験がある場合、一般保育士とすることが可能となったことや、え一学童保育所、保育園等の職員による虐待に関する通報制度が創設されたことによる改正となります。

次に、資料5ページ、資料3、議案第3号の改正内容につきましては、議案第2号と同じく、職員による虐待に関する通報制度の創設に伴う改正となります。

えー一次に資料7ページ、資料4、議案第4号の改正内容につきましては、令和8年4月より、乳児等通園使用、支援事業が、全国の自治体で義務化となることによる改正が主な内容となっております。

えー乳児等通園し、支援事業は、これまで保育所などの利用に当たっては、保護者の就労などが要件となっておりますが、本事業においては、保護者の就労要件に関係なく、0歳6ヶ月から3歳未満までの乳幼児を月一定時間通園できる制度となっております。

えー具体的な制度運用に関する内容は、今後、国より示されることとなっておりますが、まずは事業実施に伴う設備や運営に関する基準を定める必要が有る事から、今回改正をするものでございます。

基本となる設備等に関しては、現行の江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と同内容のため、共通部分に関しては、乳児等通園事業支援事業等の文言を追加等し、乳児等通園事業支援事業のみに関する部分につきましては、えー新たに第6章として章立てをさせて頂いております。

また併せまして、先ほどの議案第2号と同様に、職員による虐待の通報制度、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正と、えー乳幼児の利用開始前に実施している母子保健法に規定する健康診断または健康診査により、利用開始時の健康診断を省略出来る事の改正となっております。

えーなお、議案第2号から第4号の条例の施行日は、いずれも公布の日からとするものでございます。

以上が補足説明となります。ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

議案第4号について、課長、お聞きします。

あのー、もうちょっとね、資料出るかと思ったら出なくて、ちょっとびっくりしたんですけどもね。これほど重要な問題・課題と言うか制度をなんかさらっと説明して、議員の皆さんもどこまでこれ、これいわゆるマスコミと言うか、新聞的には、報道的には、こど

も誰でも通園制度の事ですよね。ですよね。

それから、今年は、えーまあ全国で少ないんですけども、北海道では浦河とかかな、いわゆる試行でやってますよね。来年度からこれ義務化ですよね。来年度って4月ですよ。0歳から3歳未満、預けたいわーって言う保護者は、もし、この制度設計を知つてれば、今この時期、この時期、普通は、もう色々色々、来年度の事、家族の事、もし他に子供いれば、子供との関係などなど、などなど、あれどうやるの、江差町どうするのって言う事を考えるんですよ。

さて質問、ちょっと私びっくりしたね、これね。今日、もうちょっと詳しく出ると思ったけど、じゃあまず、制度設計今の話だと、どこまでなってるんですか。

江差町としては、まずニーズ調査みたいなのは有るんでしょうか。えー今はそもそも、0歳から3歳児で何人位居て、もう他のところやってますよね、想定して。どれぐらい預けるだらうだとか、ニーズ調査やったりだとか、そもそも1年間で国は10時間でしたか。まあでも、あれは10時間以上って、やれない訳じゃないんですね。などなど、などなど、それから利用料の問題もあります。などなど、今どこまでいってるんでしょうか。

で、つまり、この制度についてね、ま、色々お金の事もありますけれど、どこまで真剣に担当課として受け止めていたのかなって、ちょっと私びっくりしてるんですけども、ちょっとお聞かせ下さい。

### 「町民福祉課長」

町民福祉課長。

### (議長)

町民福祉課長。

### 「町民福祉課長」

え一小野寺議員のご質問にお答え致します。

具体的な制度の運用状況と言う事の、まああの一内容をどれだけと言う事なんですが、先ほどまあ、説明もさせて頂きましたが、えー例えは利用料であったり、月10時間と言うのは令和7年度でやっておりましたが、具体的なその運用基準と言うものが、あの国の方からは、この12月末までに示して頂けると言う通知を頂いております。

そのまずは、あのーその制度を実施するに当たって、今回の条例改正につきましては、設備等の基準の部分をまずは定める事と。その今、小野寺議員から質問がありました具体的な、例えは利用料金、昨年でいけば一般的に標準は300円というような部分がありましたが、その辺の具体的な公定価格であったりとかですね、その辺も踏まえて、12月末に、えー國の方から示されるというふうに我々ちょっと掴んでるもんですから、その辺の國の情勢を見極めながら制度設計を、ちょっとまあ残り3ヶ月等になるんですが、詰めて行くという形になる予定としております。以上です。

**「小野寺議員」**

議長。

(議長)

小野寺議員。

**「小野寺議員」**

私、それが遅いって言うんですよ。あの、ある程度、課長ご存知だと、多分、相当調べてるはずですよね。そうしますとね。もう既に今年じゃなくて、もう去年もでしたか。ある程度、今年は今年でやった部分について、以上出てますよね。まあ色々な問題点も出てます。

だから、どうしたらいいかと言う、まず前提として、あの一細かいところは確かに国出てませんよ。だけど、今時点では大体分かってるんですから、今時点で。一番問題は、そんな事よりも、果たして需要が有るんだろうかと言う一定のものは、もう調べてるところ調べてますからね。なので、あのー12月末と言う事で実際上1月ですよね、入るといったら。もうあと2月3月、だから、いやあのー、年度の途中からでもやるつもりでいらっしゃるのかどうかよく分りませんけれども。

あのー私は、この事業は、ある意味国としては良くやったなと。色々問題あります。10ヶ月でいいのと。江差町にしたら10ヶ月なの、もうちょっと長くするの、地域の皆さんへの要望と言うか、ニーズはどうなのとかって。もうたった2ヶ月か3ヶ月で、仮に4月からやるとすればですよ。これ4月からやらなければならないんですかね、義務づけだから、ですね。だから、もうちょっとスピード感あるような対応と言うのは必要だと思うんですが、どうです、課長。

**「町民福祉課長」**

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

**「町民福祉課長」**

はい。あのーまあ同じような答弁を繰り返し、我々もちょっと情報があれなんですが、国の方からは、今言ったように、時間もですね、えー昨年は、あのー義務化では無く、試験的に実施した中で、まあ10時間であったりとか、えー利用料金標準300円、そこは自治体の判断にもと言う事は、情報は得ているんですが、8年度から義務化と言う事になりますて、その辺を、ま、あのちょっと遅いかもしれない、国の方も12月末までと言う事だったもんですから、まあその辺の状況を踏まえた中で、えー4月1日からスタートできるように、あのー進めて行きたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたい

というふうに思っております。

(議長)

次、飯田議員。

「飯田議員」

えーただ今の小野寺質問と、多少こう延長するんですけれども、先ほど課長と色々やり取りさせて頂きました。

まつ定員が35名と言う事で、2~3日前の、あの一マスコミ報道ですかね。森町のやつぱり統合保育園、保育所で、やっぱり、その一保育士さんと補助員が足りないために、待機児童が増えていると、そういう報道がありましたんで、ま、先ほど課長の質問で、むしろ35名を大幅に割る見通し。当然ある程度調査はしてると思うんですが、これは35名を前提とした保育園・保育士さんなり、補助員を配置するんですか。それとも現調査で見込まれる入園者を元に、保育士さん、補助員を配置するのかその点どうなんですか。お答え下さい。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

えー保育所の職員の配置の部分のご質問だったというふうに思います。

え一定員の今見込んでいる職員配置数につきましては、えー想定している見込まれる児童数ですね、算出と言うか、見込んでいるというような状況です。

定員ではなくて、現状見込んでいる状況の中で、えー保育士の配置数を、うー見込んでいるというような状況になっております。以上です。

(議長)

よろしいですか。はい。

他に質疑希望ありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、一括採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め直ちに一括採決致します。

議案第2号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第3号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第2号、議案第3号、議案第4号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第10、議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

港湾施設の長期的な利活用が見込まれ、港湾機能を維持するための環境整備が必要となる事から、港湾使用料の算定方法の見直しを行うため、江差町港湾管理条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

### 「産業振興課長」

えーそれでは、議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について補足説明させて頂きます。議案書は20ページをお開き下さい。えー資料は31ページからになります。

えー今回の改正につきましては、えー近隣町における陸上の風力発電事業や、えーセメント工場による、えー珪石の海上輸送のほか、檜山沖での洋上風力発電事業が推進される見通しもあり、えー長期的な、えー港湾使用、港湾施設の利用が見込まれる事から、えー今後、周辺の環境整備や数千トンを超える重量の資材等が港湾施設に負荷が、負荷をかけることによる、えー劣化や損傷などへの対応が生じることも想定し、町の財源確保を図る観点から、港湾使用料の一部を値上げするものでございます。

内容と致しましては、来年4月より、物揚げ場及び荷捌き地使用料を使用開始から15日までは、これまでの料金に据え置きますが、16日以降の使用量を1平方メートルにつき1日ごとに、えーこれまでの、えー3円から4円に値上げするものでございます。

えーこれは町内事業者による、えー砕石等の石材輸送などは、利用期間が概ね10日前後となっておりまして、えー港湾施設に特段大きな負荷をかけるもので無い事から、利用期間が15日までの港湾使用料については、据え置きとするものでございます。

えーなお、今回の改正案につきましては、本年9月29日に開催した、江差町港湾審議会において審議がなされ、町に対して答申された内容となっております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第5号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第11、議案第6号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第6号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）についてでございます。

今回の補正につきましては、生活交通路線等維持費補助事業など16事業に係る経費の補正、27事業の減額の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ6,987万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,250万8千円とするものでございます。

また、併せまして、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、議案第6号について、補足説明させて頂きます。

議案書22ページから24ページの補正予算構成表をご覧下さい。

まずは、一般補正です。

はじめに、生活交通路線等維持費補助事業です。定例会資料39ページ、資料6をご覧下さい。

本事業につきましては、昨年10月1日から今年9月30日までの1年間における生活交通路線の運行経費について、函館バス株式会社へ赤字分を補助するもので、例年この時期に補正予算をお願いしているものでございます。

前年比では、494万9千円の減となりました。

内訳につきましては、函館江差線及び檜山海岸線において経常費用が増加し、251万6千円増となった一方で、町単独路線の館線・稻見線が昨年3月末に廃止となったことに伴い746万5千円減となったものです。

補正額は、1,013万8千円。全額一般財源ですが、別途特別交付税が措置されます。

次に、関連がございますで、3事業を一括して説明致します。

令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還、令和6年度障害者医療費国庫負担金返還、後期高齢者医療広域連合負担金令和6年度市町村療養給付費負担金の確定及び精算分です。

これらにつきましては、関係法令に基づく負担金の額の確定に伴い、障害者関係については、既に交付を受けた金額との差額分を返還。高齢者、あ、失礼致しました。後期高齢者医療については、納付済み金額の不足分を追納するものです。

補正額は、それぞれ1,077万4千円、633万1千円、1,163万2千円、全額一般財源です。

次に、後期高齢者医療費特別会計繰出金、子ども・子育て支援金制度対応システム改修です。

子ども・子育て支援金制度に対応するべくシステム改修費、175万2千円に対して、交付される国庫補助金175万1千円の端数を繰り出すものです。補正額は、千円です。

次に、介護保険特別会計繰出金令和7年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業です。

令和7年度税制改正に伴う介護報酬改定等の制度改革に対応するためのシステム改修費を繰り出すものです。補正額は、38万5千円。全額一般財源です。

次に、国民年金事務総合行政システム改修制度改正対応です。

令和7年度税制改正による特定親族特別控除の創設等に対応するためのシステム改修費です。

補正額は、40万1千円。全額一般財源ですが、別途、道費補助が措置される予定です。

次に、少し順番が飛び恐縮ですが、関連がございますので、3事業を一括してご説明致します。

はじめに、在宅型総合福祉施設管理・燃料費、次に、その4つ下の町会所会館維持管

理・燃料費、最後に、さらにその2つ下の文化会館管理・文化会館指定管理です。

いずれもエネルギー価格高騰に伴い、施設の燃料費及び電気料の不足分を増額するものです。補正額は、まるやまが92万9千円、町会所が34万1千円、文化会館が521万5千円です。財源は、全額一般財源です。

次に、民生費・常設保育所費の方に戻りまして、常設保育所運営自動体外式除細動器AED整備事業です。

本件につきましては、札幌市の株式会社アイネス様から本年7月に、ごき、ご寄附頂きました企業版ふるさと納税を活用するもので、寄附意向に基づきまして、子どものサポート体制充実のために、町立かもめ保育園及び統合北部保育所にAED各1台を設置するものです。補正額は、61万2千円です。

次に、妊婦のための支援給付健康管理システム改修です。

子ども・子育て支援法に基づき、妊婦の方などの経済的支援を図る目的に創設された妊婦支援給付金の給付に伴って、妊婦の転出・転入に伴う、自治体間連携に係るシステム改修費を措置します。

補正額は、55万9千円。財源内訳の国庫支出金33万3千円は、妊婦のための支援給付費事業、給付費、失礼致しました。妊婦のための支援給付事業費補助金です。

次に、豊部内川河床低下防止工事下流です。資料7をご覧下さい。

経年的な河床低下により、護岸等の河川構造物の不安定化が進み、昨年度より、対策を講じている豊部内川について、工事区間としている上流側、道南土木事務所付近から下流側、東山林道までの間、約500mのうち、下流区間の延長、152.1mに係る、メートルに係る対策工を実施します。

補正額は、7千万円。財源は、令和7年度までの時限措置とされている緊急自然災害防止対策事業債、いわゆる緊自債を全額充当します。

また併せまして、今年度当初予算で措置した、中流区間の対策工を含めて、年度内に事業が完了出来ないため繰越明許費補正を行うとともに、下流区間の地方債発行に伴って、地方債の増額変更を行うものです。これらにつきましては、議案書28ページ、30ページに第2表、第4表で記載してございますので、併せてご確認下さい。

次に、Jアラート受信機更新及びアンテナ分離工事です。資料8をご覧下さい。

ソフトウェアサポートの期限を令和8年度末に控える、Jアラート受信機を更新するとともに、現在、共同受信させて貰っている北海道総合行政ネットワーク衛星無線回線が、令和8年度、9年度で更新整備されることによって、完成後は、共同受信することが不可能となるため、町の単独受信アンテナを整備します。

補正額は、986万7千円。財源の地方債は、令和7年度までの時限措置とされている緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債を充当するものです。

また併せまして、本件については、年度内の事業完了が出来ないため繰越明許費補正を行うとともに、地方債の追加補正を行います。第2表・第4表も併せてご確認下さい。

次に、文化会館管理・吸収式冷温水発生機修繕です。

エアコンは、真空状態を保つことで、効率的な冷暖房機能が維持される仕組みですが、

文化会館全館の冷房を賄うエアコンについて、経年劣化に伴い、空気漏れが生じていることから、必要な部品交換と漏れ状態の検査を行います。補正額は、143万円。全額一般財源です。

次に一般補正の最後、運動公園管理テニスコート中央フェンス柱修繕です。資料9をご覧下さい。

本年10月27日から28日にかけて発生した暴風により被害を受けたもので、利用者の安全確保と被害の拡大を防止するために、柱を入れ替える復旧工事を行います。

補正額は、97万7千円です。

以上、一般補正16事業の補正額の合計は、1億2,959万2千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

続きまして、減額補正です。

多くは、入札執行残や補助金、負担金事業の実績額による減額となります。産業資金貸付については、1企業が前期・後期とも借り入れを辞退したこと、地域DMO事業については、開陽丸管理棟解体に伴う事務所移転によりテナント料が不要となったこと、江差追分会運営補助については、会費が値上げされたことによります。

記載の27事業で5,972万1千円の減額となりました。財源内訳は、記載のとおりです。

以上、一般補正及び減額補正による補正額の合計は、6,987万1千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

最後に、29ページ、第3表・債務負担行為をご覧下さい。

記載の8事業につきましては、新年度直ちに事業実施する必要がありますことから、予算の執行が可能となる4月1日以前に入札・契約等の手続きを行うため債務負担行為の設定をお願いするものです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

「田畠議員」

はい。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

えーと、ですね。

えーずばり、資料の、あのー6の39ページ見て下さい。

あのー、私この資料見て、もう目を疑いました。バス事業者、一民間企業に経営不振だから赤字になった。だから町民のね、血と汗と涙で作った血税を1,013万8千円出してくれと、これ本末転倒の話ではないのかなと思います。

当然、函バスの方から補助申請の資料が来ているはずです。それを見て、町の方で精査して、多分補助していると思いますが、まず質問する前に、その資料をここに見せて貰わなければ、これ以上、あのー質問出来ませんので、まず、資料有るはずですから、見せて貰いたいとお願いします。

(議長)

資料等の要求はですね、事前に、議会運営委員会に、えー発表、あのー提出してやるものですので、資料等は出せませんので。

「田畠議員」

ちょっと待って、どうして。これは一般質問の時でないですか。これはこれで見て、つい最近判断した話ですよ。駄目なんですか。

(議長)

ちゃんと資料提出、あの資料要求のやつは、日程、配ってますよね。

「田畠議員」

はい。

(議長)

見てますよね。

「田畠議員」

はい。

(議長)

そう言う事です。

「田畠議員」

じゃあ、今日は出せないと言う事ですか。

(議長)

出せませんし。

「田畠議員」

口頭でも言いませんか。

(議長)

出せません。資料は出せません。  
質問に答えることしかできません。

「田畠議員」

じゃあ、質問に答えて。ね。普通であればね、一般市場であれば、その会社が赤字でましたからね。基本的にマーケットから資金調達するんですよ。それは当たり前ですよね。

(議長)

田畠議員。田畠議員。田畠議員、ごめんなさい。聞こえないそうです。マイクで。

「田畠議員」

ああ、はい。失礼しました。

あのー通常はね、一般社会では、会社、お店がゆるぐない、赤字だと、どうしますか。マーケットから普通、資金調査するんですよ。銀行ですよ。持ってたら銀行も、勿論鼻にもかけないんだけど。

そのまず質問する前に、その申請を受け取ってね、ね、町で分かったと、こここの部分はこうやろうと、そう言う事が、あのー文書で今日間に合うのであればね、あのー、とにかく数字で、あのー文書で、言葉で、何、人件費になるのか、ガソリン代なのか、車維持なのか分かりません。分かりませんが、一応この中身をちょっと言って下さい。まあそつから始めます。お願いします。

「まちづくり課長」

まちづくり課長。

(議長)

まちづくり課長。

「まちづくり課長」

えー田畠議員のご質問にご答弁申し上げます。

えー函館バス株式会社様からは、あー、えー補助の要望と言う事で、申請を頂いているものでございます。えーバスの補助につきましては、地域の、おー公共交通の維持、地方、地域住民の利便性の向上、地域経済の活性化に寄与するというもので、例年このタイミングで、えー赤字分を補助していると言う事で、例年そう、このようにさせて頂いているものでございます。

えー函館江差線、檜山海岸線につきましては、国、道の補助も入りまして、えー残額分

を町が、あ一補填するという形での補助という仕組みになっているものでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

で、その上で、今回、え一赤字が発生している大きな要因としましては、え一函バスさんにおきまして、え一色んな設備投資等も行います。そういうた諸経費の増加、或いは燃料費の高騰等に伴う、う一経費の増加という部分が、あ一経費の増に繋がっているものというふうに説明を受けているところでございます。以上でございます。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

あのーそれは、当たり前の話ですよね。その1千万うんぬんの、貴重なこの血税のね、出す、出させる、貰う、払う。ね、きちっと中身を精査しますか。何故、赤字なのか、分かります。どれだけ函バスが、営業、経営努力したか分かりますか。全然、その営業努力は見えてません。

そこで関連して、私は7年前にそのことを一般市民から頼まれまして、実はあのー尾山、田沢の毎朝の通学の江差高校の通学で、とても危険な怖いことを今でも感じていると。道路を渡るのに、とんでもない数字の、あのーマイカーで学校に通ってるんですよ。何度もこれで怪我した子がいます。固有名詞出してもいいですけど。それで初めて聞きました。でも、現実をしっかりと把握しなければね。対応できないと思いますんで、私、独自に調べました。ちょっと眼鏡はめますんで、あのー5分で済みます。

江差高等学校の自家用通学生徒の送迎実態調査報告書。令和元年5月

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

22日。

(議長)

田畠議員。田畠議員。

「田畠議員」

はい。

(議長)

ごめんなさいね。これ今、バスの函バスについて説明します、質問しますよね。

「田畠議員」

そうです。そうです。

(議長)

それ関連あります。

「田畠議員」

あります。黙って聞きなさい。

(議長)

きっちりあります。

「田畠議員」

あります、きっちり聞いていなさい。

令和元年5月22日、木曜日。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

はい、なんですか。

(議長)

関連ありますか。

「田畠議員」

あります。大いにあります。だから言うんです。

営業努力をしてないから話してるんです。黙って聞きなさい。

(議長)

議長に対してちょっと無礼じゃないですか。

「田畠議員」

聞いて下さい。調査時間7時42分から8時26分、44分間です。

実施者江差高等学校、O B、田畠豊利でございます。

場所、江差高等学校正門向かいの場所、手法、自分の車、プラツツ、自家用車の車内で

実施した。送迎、自家用の台数211台です。営業車3台です。内訳ですけど。公共バス6台、乗ってる人数が59人乗ってました。50%以上が複数乗車です。ピストン車は10台ありました。

結論的には300人以上は、マイカー通学、このようなことは駄目とこう書いています。

最後に、通勤途中なので、会う父兄です。生徒を送迎して何が悪いのか。という保護者の主張があります。車内、車中内から見る限り、勤務に向かう服装ではなかった。

また、6割から8割が女性ドライバーでした。3ページ目、もう一度を言います。バス料金の方が、自家用車の燃料代よりも高いためって言ってました。職場が学校の近くにあるためと言いました。近所の保護者は、生徒を毎日送迎しているので、何となく行っている。こういう状態です。バス料金と自家用車の経費の比較について話します。

バス料金、例として、南浜から学校までです。1ヶ月、1万、1万4, 800円掛ける12で17万7, 600円年間の経費です。

自家、自家用自動車の経費は1ヶ月、2万3, 400円×12ヶ月で28万800円です。差額が10万3, 200円です。中身はガソリン代、1リッター15キロで3, 100円、自家用車、ローン1万円、損害保険4, 500円、オイルエレメント代800円、タイヤ夏冬、その他で約5, 000円掛かっております。これがその内訳でございます。

それで、江差高校は、令和2年度からマイカーによる生徒の送迎はやめます宣言と言う事を提案しました。本来あるべき形態に普通の状態に戻すべきだと書いています。保護者は生徒の自立発展には、ただ見守るだけ、ノータッチ書いています。

通学生徒の通学方法は、徒歩、自転車、公共バスのみ書いております。

P Sとして、小中学生が公共バス通学しているのを、こうして見て、毎日見てみると、江差高校の生徒は、それ以下であると書いています。

まずしっかりと、このことを認識する。親子で考え、猛省することから始めるべきである。

そもそも、このような稚拙な問題が、ちょっと聞いてる。

大きな問題で有る事に気づこう。気付こう。さらにページとして、このうち、皆勤賞も8名いました。全てバス通学です。この8名は全て部活をしております。この8名全てが大学等に進学しております。

以上が、このことを教育局、PTA、学校、函バスにも出しました。未だに、なしのつぶてであります。と言う事は、簡単に言うと、この、あのー、マイカー通学をバスに変えるならば、ほぼ5千万近い年間売上だったんですよ、当時は。それを函バスの森健司社長も言いました。でも、未だに、なしのつぶてでございます。

つまり、営業努力は一切していないんです。何故そういうどこに補助金に出すんですかと私は強く言いたいんですよね。そういう訳で、一つ、あの、このうー、えーと、補助金の拠出に私は反対致します。以上です。

誰でもいいよ、答弁するのは。どうぞ。

(議長)

質問じゃないじゃないですか、結局。

(議長)

何も質問じゃないじゃないですか。自己満足じゃないですか、それ。

(議長)

今の質問じゃないですよね。

(議長)

質問じゃないですよね。

(議長)

質問でしたら答弁させますか。

(議長)

やる必要はないんじゃないのかという。

(議長)

ちょっと、暫時休憩致します。

休憩 15：27

再開 15：28

(議長)

では、再開致します。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい。えー田畠議員からのご質問にご答弁致します。

えー江差町と致しましては、えーこの路線につきましては、えー国、道、町で連携しながら補助をしているものでございます。地域の公共交通にとって必要な路線と言う事で補助しているものでございまして、補助の必要性は十分にあると理解して、補正予算のお願いをしているところでございますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

あのーそこがね、本末転倒ですよ。赤字だと、マーケットが探せばいいんですよ、銀行から。何故行かないんですか。何故を使うんですか。これやって駄目で初めてね、少しでも、ま、ケツ拭いてもいいかなって気するけれど、何も努力してないですね。

これでちゃんとやってれば、本当になってですね、補助金を出す必要ないんですよ。

だから、ちゃんとその辺をね、補助金申請の際にちゃんと精査してないからこうなるんですよ。だから今度は悪いけど、1千万の拠出は反対です。以上です。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー私から説明をさせて頂きますけど、毎年これは、この時期に、議会に路線バスの公共交通の維持と言うところでご提案をしていって、させて頂いて、この間も去年も一昨年も同じ提案をさせて頂いて可決をして頂いているところでございます。

ま、もし、田畠議員のおっしゃることが一つ分かるとすれば、営業努力が足りないというはあるのかな、そう言うご指摘は、万が一にもあるのかなとは思いますけれども、もし田畠議員の論理で行くと、民間企業は赤字であれば、撤退をすると言う事になる。赤字の路線を維持するのは、民間企業としては、なかなかそれは難しいと言う事で撤退になってしまいます。

しかしながら、江差町として、この路線は生活、町民の皆さん的生活には、必要な路線だと言う事で、維持をするために赤字の分を国と道と町で負担をして路線を維持しているという状況でございます。

私は、ま、営業努力が足りないというご指摘はあるかもしれないけれども、この路線は、税金をかけてもしっかり維持していく必要があるというふうに考えておりますのでご理解頂ければなと思います。

(議長)

以上で、て、田畠議員、もう終わりました。3問終わりました。

以上で提案理由の説明を終わります、あ、質疑希望はありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第6号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数あります。

よって議案第6号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第12、議案第7号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について、日程第13、議案第8号、令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については関連がありますので一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

ただ今一括上程となりました、議案第7号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について、議案第8号、令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正につきましては、子ども子育て支援金制度に対応するためのシステム改修等に伴う所要の経費の補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

まずは、議案第7号から補足説明させて頂きます。議案書51ページの補正予算構成表をご覧下さい。

事業名は、国民健康保険システム改修制度改正対応でございます。本事業につきましては、子ども子育て支援金制度に対応するべく、システム改修費でございまして、補正額は108万7千円、財源は国庫補助金が108万6千円で、一般財源が千円でございます。

次に、議案第8号について補足説明させて頂きます。議案書63ページの補正予算構成表をご覧下さい。

初めに、後期高齢者医療システム改修制度改正対応でございます。本事業につきましても、子ども子育て支援金制度に対応するべく、システム改修費でございまして、補正額は175万2千円、財源は国庫補助金が175万1千円で、一般会計からの繰入金が千円でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

今年度の北海道後期高齢者医療広域連合の事務費負担金額の決定に伴い、予算を減額するものでございます。補正額は105万4千円の減、財源は事務費繰入金でございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに一括採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに一括採決致します。

(議長)

議案第7号、令和7年、7年度江差町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第8号、7度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第7号、議案第8号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第14、議案第9号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第9号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正につきましては、介護報酬改定に対応するための介護保険システム改修に伴う所要の経費の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、38万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億5,090万4千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と合わせまして歳入歳出それぞれ、12億5,550万8千円となるものでございます。

また、併せまして債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

**「高齢あんしん課長」**

議案第9号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明させて頂きます。議案書75ページの補正予算構成表をご覧下さい。

令和7年度税制改正に伴い、介護保険制度においては、介護保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定していることから、令和8年9月、4月以降の介護保険料算定に対応する仕組みを確保するために、令和7年度中にシステム改修が必要となるものです。

財源につきましては、その他、特定財源38万5千円となっており、国の交付額が判明次第、え一財源更正を行う予定としております。

続きまして、78ページ、第2表、債務負担行為をご覧下さい。

記載の一般介護予防事業に伴う4事業につきまして、新年度を直ちに事業を実施する必要がありますことから、予算の執行が可能となる4月1日以前に入札契約等の手続きを行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

審議希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望はありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第9号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第10号、議案第10号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第10号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正につきましては、新・道の駅及び公設地方卸売市場移転に係る公共施設設置工事に伴う補正をお願いするものでございまして、資本的収入及び支出の予算額に1,140万円を追加するものでございます。

また併せて、企業債限度額の補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

えーそれでは、私の方からは、えー議案第10号、令和7年度江差町公共下水道事業会

計補正予算、えー（第3号）について補足説明させて頂きます。議案書の87ページをお開き下さい。えー併せまして、え一定例会資料の10、11、えー47、49ページをご覧下さい。

えー最初に、えー新・道の駅に係る下水道の公共柵設置工事です。

えー現在、えーかもめ島入口付近から、えー50m程度入った場所から、開陽丸管理棟の外側にあります、えー公衆トイレ付近まで、えー港湾道路の改良工事を行っており、えー港湾管理者の函館開発建設部と今後の工程などについて協議を行いましたところ、新・道の駅の下水道工事については、年度内に工事を終える必要がありますことから、え一本管布設35m、えー小型マンホール3基、公共柵一基を設置します。補正額は430万円です。

次に、えー地方卸売市場移転に係る下水道の公共柵工事です。

えー公設市場移転に伴い、新たな場所、おー地域振興センター向かい側に、えー建設されることから、年度内に工事を終える必要があり、え一本管50m、小型マンホール2基、公共柵1基を設置します。補正額は710万円です。

えー以上の2事業の補正額の合計は、1,140万円となり、予算第4条、資本的収入及び支出の予算額に、それぞれ1,140万円を追加するものでございます。

また、併せまして、えー予算第6条の企業債の限度額につきましては、記載の通り変更するものでございます。

えー議案書88ページの令和7年度のキャッシュフロー計算書、えー89ページからの貸借対照表につきましては、記載の通りとなっておりますので、説明は割愛させて頂きます。

えー以上が補足説明となりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

### （議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

審議希望ありませんか。

（「なし」の声）

### （議長）

質疑希望はありませんので、質疑を終結致します。

### （議長）

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第10号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第10号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第16、議案第11号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第17号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第11号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第17号）についてでござります。

今回の補正につきましては、きれいなまちづくり推進事業など3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、72億7,450万8千円とするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、議案第11号について、補足説明させて頂きます。

議案目次・その2、3ページの補正予算構成表、併せて、定例会資N o. 2、資料12をご覧下さい。

本件につきましては、通年の海岸漂着物に加えて、本年8月19日に発生した大雨等に伴い、漂着した大量の流木等の除去費用について、先月17日に北海道から海岸漂着物等地域対策推進事業補助金、2,272万2千円の交付決定を受けましたことから、関連する3事業について補正を行うものです。

はじめに、二段落目の令和7年8月19日の大雨等に係る災害対策、海岸漂着物緊急対策から説明させて頂きます。

本事業につきましては、大雨後の応急対策として、町において、陸側に押し上げした流木等の海岸漂着物を、サクラマス、秋、秋サケの定置網漁の支障とならないよう、また景観保全のために収集廃棄処分するものです。補正額は、2,200万円です。

次に、きれいなまちづくり推進と海水浴場運営について、関連がございますので一括説明致します。

いずれの事業も、通年の海岸維持作業において、既に支出している収集廃棄処分費を、今回の道補助金の交付決定に関わって財源更正するものです。財源更正の額は、それぞれ5万2千円、176万2千円です。

以上、補正額の合計は、2,200万円となりました。財源内訳は、記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

審議希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望はありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第17号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第11号については、原案の通り可決されました。